

令和2年度地域医療構想調整会議の進め方について

【地域医療構想における「神奈川の将来のめざすすがた」及び実現に向けた3つの取組み】

<神奈川の将来のめざすすがた>

誰もが元気でいきいきと暮らしながら、必要なときに身近な地域で質の高い医療を安心して受けられる

<めざすすがたの実現に向けた3つの取組み>

- 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築
- 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実
- 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成

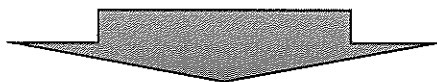
<令和元年度の重点的目標>

(全構想区域)

- ① 引き続き、地域内の各病院の機能、地域における役割、今後の対応方針、病院間での患者の流れ等を地域で共有する。

(地域の議論の進捗状況に応じて)

- ② その他、地域の実情や検討体制に合わせて、医療機能の実態や課題が明確になっている場合は、各地域でテーマを決めて議論を深めていく。
(例：高齢者の救急機能の確保、在宅医療の後方支援、入退院支援、診療所・在宅医療・介護施設等の連携など)



<令和2年度について>

(全構想区域)

- ① 地域における効率的な医療提供体制の構築のため、病床機能分化・連携を引き続き推進
(各病院の機能・役割、今後の対応方針、病院間の患者の移動の流れ等を地域で共有し、病床機能の最適化について議論を深める。)

(地域の議論の進捗状況に応じて)

- ② 地域の実情に合わせて、各地域で個別にテーマを設定し議論を深めていく。
(例：高齢者救急、入退院支援調整、医療・介護施設等連携 等)

<年間スケジュール>

別添参照

令和2年度年間スケジュール(予定)

別添

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
<p>保健医療計画 ・各種施策の推進</p>	<p>県保健医療計画推進会議</p>	<p>7～8月 ★ 第1回会議</p>	<p>9月 ★ 第2回会議</p>	<p>10月 県医療審 (報告)</p>	<p>2～3月 ★ 第3回会議 3月 県医療審 (諮問・答申、 報告)</p>
		<p>病床整備事前協議</p>	<p>9月 第2回会議 (事前協議の対応方 7月頃 令和2年度既存病床数確定(県))</p>	<p>10月 県医療審 (報告)</p>	<p>2～3月 第3回会議 (事前協議の審査) 3月 県医療審 (報告)</p>
<p>地域医療構想 ・病床機能分化、連携 ・地域包括ケアシステ ムの推進</p>	<p>(地域医療福祉推進会議 保健医療調整会議)</p>	<p>8～9月 第1回会議</p>	<p>8～9月 第1回会議</p>	<p>10～12月 第2回会議</p>	<p>1～2月 第3回会議</p>
		<p>病床整備事前協議</p>	<p>8～9月 第1回会議 政令市の審議会(事前協議の対応方針)</p>	<p>10～11月 事前協議申出受付 政令市の審議会(事前協議の審査)</p>	<p>1～2月 第3回会議 (事前協議の審査) 政令市の審議会(事前協議の審査)</p>

※ 事前協議の対応方針及び審査は、基準病床数と比べ既存病床数の不足が生じ、事前協議を実施する場合に実施

※ 各政令市の審議会は、事前協議の対応方針や審査を含め、随時実施

県西地区保健医療福祉推進会議の進め方について

1 令和2年度の重点目標について

県西地区保健医療福祉推進会議及び病床機能分化・連携ワーキンググループにおいて、以下のとおり情報共有・意見交換を行う。

重点目標①

- ・地域の拠点病院である公立2病院（県立足柄上病院と小田原市立病院）の機能・連携方策に係る意見交換会と密に連携する。

重点目標②

- ・地域別テーマとして、引き続き『施設における在宅医療等の現状及び地域における医療・介護の連携体制の構築に係る課題』等をテーマに協議する。
- ・協議結果については、「県西地区地域包括ケア会議及び県西地区在宅医療推進協議会合同会議」と連携・情報共有し、地域での取組みを推進する。

2 病床機能分化・連携ワーキンググループについて

- ・構成員の「病床を有する医療機関の管理者」については、地域の各病院に参加いただくことを基本とし、議題に応じて診療所にも参加を呼び掛ける。
- ・引き続き、オブザーバーとして県西地区保健医療福祉推進会議の市町委員・オブザーバーに参加いただく。
- ・議題に応じて、地域の関係者（地域医療・介護連携関係者等）にも参加を呼び掛ける。

参 考（構成員関係）

ワーキンググループ設置要領 別表第2（第3条関係）

名 称	構 成 員
病床機能分化・連携ワーキンググループ	(1) 一般社団法人小田原医師会会長 (2) 一般社団法人足柄上医師会会長 (3) 県西構想区域内に所在する病床を有する医療機関の管理者 (4) 神奈川県小田原保健福祉事務所長及び同所足柄上センター所長